

附帯工作物調査算定要領の一部改正《新旧対照表》

【現行】平成30年3月14日 改正

【改正】令和2年3月18日

改正後	現 行
<p>(図面)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 附帯工作物配置図 二 附帯工作物の詳細図 三 写真撮影方向図 <p>2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。 二 図面の大きさは、原則として、日本<u>産業</u>規格A列3番横とする。 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。 四 図面に表示する記号は、原則として、<u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本<u>産業</u>規格（JIS）の図記号による。 <p>(第5号から第10号、第3項 略)</p> <p>(第6条、第7条 略)</p> <p>(別表1、別表2、様式第1 略)</p> <p>様式第2 附帯工作物補償額算定書 消費税等相当額 $K \times \text{税率} = [L]$</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(図面)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 附帯工作物配置図 二 附帯工作物の詳細図 三 写真撮影方向図 <p>2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。 二 図面の大きさは、原則として、日本<u>工業</u>規格A列3判横とする。 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。 四 図面に表示する記号は、原則として、<u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本<u>工業</u>規格（JIS）の図記号による。 <p>(第5号から第10号、第3項 略)</p> <p>(第6条、第7条 略)</p> <p>(別表1、別表2、様式第1 略)</p> <p>様式第2 附帯工作物補償額算定書 消費税等相当額 $K \times 8\% = [L]$</p> <p>(以下 略)</p>